

「企業会計基準公開草案第 39 号「退職給付に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第 35 号「退職給付に関する会計基準の適用指針（案）」に対する意見

平成 22 年 5 月 31 日
日本公認会計士協会

当協会は、このたび公表されました標記公開草案に対して次のとおり意見を申し上げます。

1. 全般

我が国の会計基準は、国際財務報告基準¹とのコンバージェンスが進められている²。退職給付会計基準もその対象であることから、国際財務報告基準の動向を注視し、その内容を吟味することは、我が国の退職給付会計基準策定において非常に重要な要素と考える。

他方、「会計基準」は「実践的・個別的規範」と考えられるので、頻繁に変更されることは、会計基準の規範性や、財務諸表作成者である企業、監査を実施する公認会計士、財務諸表の利用者などに過重な負担を与える可能性があり好ましくないと考える。

IASB（国際会計基準審議会）は、2008年3月に、「国際会計基準（IAS）第19号「従業員給付」の改訂に関する予備的見解」（IASBのDP）を公表し、また、2010年4月に、公開草案「確定給付制度」（IASBのED）を公表している。さらにIASBは、退職給付会計基準の改正が今後も続くことを示唆している。

こうした動向をキャッチアップするため、標記公開草案はプロジェクトをステップ1とステップ2に分けて検討することを提案しているが、これにより頻繁な会計基準の変更が生じ、利害関係者に過重な負担を強いることのないよう、配慮すべきと考える。そのため、当面変更が見込まれない項目における国際財務報告基準とのコンバージェンスに基づく改正、若しくは会計基準作成時の「当時の論拠が現在でも有効であるかなどの調査³」に基づく改正といったもの以外の視点からの会計基準の変更は慎重に検討すべきである。

¹ 本文書では IAS 及び IFRS を総称して「国際財務報告基準」という。

² 2007 年 8 月の IASB（国際会計基準審議会）と貴委員会との東京合意に基づく。

³ 日本公認会計士協会、平成 21 年 4 月 14 日 貴委員会により公表された 2009 年 1 月「退職給付会計の見直しに関する論点の整理」に対する意見より抜粋。

標記公開草案に関する具体的なコメントを、下記に述べる。

2．未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法について

(コメント)

退職給付債務から年金資産を控除した額を貸借対照表に計上し、退職給付制度に係る積立状況を示すという改正案に賛成する。

ただし、割引率に係る 10%重要性基準(適用指針案第 30 項)については廃止すべきである。

(理由)

(1) 退職給付債務から年金資産を控除した額を貸借対照表に計上し、退職給付制度に係る積立状況を示すことは、国際財務報告基準における現在の検討の方向性と整合しており、コンバージェンスを進めるという観点から採用すべき方法である。また、当該会計処理を導入することにより、財務情報の理解や有用性の向上(IASB の DP 第 2.7 項及び第 2.8 項) が期待できることから、望ましい会計処理であると考えられる。

(2) しかしながら、退職給付債務の計算結果に大きな影響を及ぼす割引率に係る 10%重要性基準(適用指針案第 30 項)を変更しないことにより、退職給付制度に係る積立状況を示す目的の一つである本来あるべき退職給付債務で会計処理されないこととなる。その結果、当該会計処理の意義を低減させることになりかねない。したがって、当該会計処理の採用を意義あるものとするために、割引率に係る 10%重要性基準の廃止も併せて行うべきである。

さらに、「本公開草案の概要」6 頁では「現行の IAS 第 19 号の定めのうち、上記の IASB による見直しが行われても、なお変わらない部分」を、ステップ 1 として進めることとしたとしているが、10%重要性基準は現行 IAS 第 19 号の規定にも存在しないので、コンバージェンスを進めるためには、この 10%重要性基準を削除することが必要である。この削除により、標記公開草案の目的とその内容とは首尾一貫すると考える。

3．割引率の見直しについて

(コメント)

標記公開草案では、「割引率は、給付見込期間ごとに設定された複数のものを使用することを原則的な考え方とするが、実務上は、給付見込期間及び給付見込期間ごとの退職給付の金額を反映した単一の加重平均利率を使用することもできる」と述べているが、「実務上は...(中略)...こともできる」は、例示として述べるべきである。また、退職給付債務の精緻化を目的とする当該見直しの観点に照らせば、上記で述べ

たように割引率に係る 10%重要性基準（適用指針案第 30 項）については廃止すべきである。

（理由）

- (1) 会計基準は、財務諸表作成に適用する「規範」であり、基本的な考え方を示すべきと考える。
- (2) 国際財務報告基準は、原則主義により作成され、数値基準はほとんどないことが想定されており、10%の理論的根拠がなくかつ IAS 第 19 号にも存在しない基準を持つことは、コンバージェンスを進める日本の会計基準の方針とも整合しないため、10%重要性基準を廃止すべきであると考えられる。

4. 退職給付見込額の期間帰属方法の見直しについて

（コメント）

期間定額基準は廃止して、給付算定式に従う方法のみを採用すべきである。

（理由）

- (1) 改正前会計基準等では、退職給付見込額の期間帰属方法として、期間定額基準、給与基準、支給倍率基準及びポイント基準を容認している。この理由の一つとして、退職給付見込額の期間帰属の妥当性を科学的に立証することは一般的に困難であることが考えられる。したがって、退職給付見込額の期間帰属方法としては、期間定額基準を原則とし、その他の方法は労働の対価と適切に対応していると認められる場合には適用できると規定しているものと思われる。こうした取扱いは、我が国の退職金規定が後加重（バック・ローディング）である事例も多いことから、会計基準等の設定方法として容認できる範囲であったと考えられる。

他方、国際財務報告基準は、退職給付見込額の期間帰属方法は退職給付制度の給付算定式に基づく方法である。

これに対し、標記公開草案では、期間定額基準と給付算定式との選択適用を認めている。しかしこれでは、改正前会計基準等における日本の労働環境を反映した退職給付見込額の期間帰属方法でもなく、また、国際財務報告基準で規定されている退職給付制度の給付算定式を提案もしていない。

我が国の会計基準が、国際財務報告基準とのコンバージェンスを志向するならば、給付算定式のみにするべきである。また、標記公開草案における期間定額基準と給付算定式との選択適用の提案理由が明確でないため、この方式を提案する場合には、日本の労働環境を基にした明確な説明が必要である。さらに、国際財務報告基準が将来においても現在と同様であるとすれば、この選択方式を採用した場合、財務諸表作成者にとって、将来において、再度、退職給付債務の計算を変

更せざるを得ない可能性もある。このように短期間に、退職給付債務の計算に過度の負担を強いることに対する懸念もあり、論理的に説明される事が困難な可能性のある当該選択方式を採用する事は望ましいことではないと考える。

- (2) 退職給付債務の計算は、年金財政のような掛金徴収の観点からのコストアプローチでなく、労働の対価という視点からのベネフィットアプローチの考え方に基づいていると考えられる。そのため、退職給付債務の各年度の増加（勤務費用）は退職給付規定に基づいて提供されるサービスの価値によって測定される（給付算定式）方式がベネフィットアプローチの考え方に適合している。
- (3) 会計基準案第58項で「直接観察できない労働サービスの費消態様」の測定に言及されているが、企業会計において、受け取った財貨又はサービスの公正価値が信頼性をもって測定できない場合は、その対価の公正価値に基づいて当該財貨又はサービスの価値を測定するのが一般的である。退職給付債務の期間配分額（勤務費用）は、ある会計期間に提供されたサービスに対する報酬額であるため、労働契約（退職給付規定）に基づく退職給付（支給予定）額の増加をもって測定することが適当と考えられる。したがって、期間帰属方法としては給付算定式に従う方法が適当である。
- (4) また、標記公開草案における選択方式の採用は、減価償却の代替的な方法（資産の経済的費消パターンが異なる場合に、代替的方法の中でより適切な償却方法の選択が適切となる）とはそもそもの発想が異なると考えられるため、退職給付見込額の期間帰属方法においては、代替的方法を認める意味がない。

5. 予想昇給率の見直しについて

（コメント）

標記公開草案では、「退職給付の変動要因には**予想される昇給等**」に改正することが提案されているが、「予想される昇給」以外の「等」にどのような内容が含まれるか明確に記述することが必要であると考ええる。

（理由）

改正前会計基準では、「退職給付の変動要因には**確実に見込まれる昇給等**が含まれる」としている。つまり、予想昇給率は将来の事象であるので、第一に確実に見込まれる昇給を算定し、その次の段階として「**確実に見込まれる昇給以外**の内容を勘案すること」を「等」という表現に含めていると考えられる。標記公開草案では、「退職給付の変動要因には**予想される昇給等**」に改正することが提案されている。この改正

案によると、予想昇給率の決定において、「予想される昇給」以外に「等」の要因も加味することになるが、この「等」にどのような内容が含まれるか明確に記述することが必要であると考え。

6．開示の拡充について

(コメント)

適用指針案第 60 項(1)で割引率の開示を求めているが、開示例では単に期末の割引率を開示しているのみである。以下のような開示の必要性を検討することが必要と思われる。

(理由)

(1) 「割引率の算定方法」についての記述が必要と考える。

適用指針案第 24 項では割引率の設定方法について「給付見込期間ごとに設定された複数のものを使用すること」を原則的な方法としながら、「給付見込期間及び給付見込期間ごとの退職給付の金額を反映した単一の加重平均割引率」を使用することができるを選択を認めている。

(2) コメント 3．及び 4．で述べたとおり、10%重要性基準は廃止すべきと考えるが、仮に、10%重要性基準の規定を残す場合には、期首の割引率を採用している場合、採用した割引率と、期末日の割引率を併記することが必要と考える。

会計基準案第 13 項で BS 即時認識とすることとされているが、退職給付債務の算定に使用される基礎率には、会計基準案(注 8)によって基礎率の重要性基準が残されたままとなっている。特に割引率は適用指針案第 30 項で従前の 10%重要性基準が温存されており、BS 即時処理といっても割引率自体が期首のそれを採用したものであれば、期末の積立状況を真に表したものとなっていないと考える。

7．長期期待運用収益率の考え方の明確化について

(コメント)

改正前会計基準等において期待運用収益率が短期の収益率なのか長期の収益率なのか明確にされていないが、今回の改正において、あえて「長期期待運用収益率」とする意義は乏しいと考える。

なお、もし、考え方の明確化の観点から長期期待運用収益率と明記するのであれば、これまで期待運用収益率を短期の収益率と考えてきた企業の取扱いを明確にすべきである。

(理由)

(1) IASB の ED で、割引率と期待運用収益率を同一とするような提案がなされていることに鑑みれば、現段階において、あえて期待運用収益率について改正を行うことについて慎重に検討すべきと考える。

(2) 標記公開草案では、「期待運用収益について、期首の年金資産の額に長期期待運用収益を乗じて計算するとし、長期期待運用収益率は、年金資産が退職給付の支払に充てられるまでの時期、保有している年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針及び市場の動向等を考慮して設定する」としている（会計基準案第 23 項及び第 25 項）。この期待運用収益の考え方について適用指針案第 99 項は改正前指針における取扱いを引継いでおり、従来の考え方を改めるものではなく、取扱いの明確化にすぎないため、会計方針の変更には該当しないとしている。

しかしながら、改正前指針第 12 項において、「期待運用収益率とは、各事業年度において、期首の年金資産額について合理的に期待される収益額の当該年金資産額に対する比率をいう」としており、実務においては期首の年金資産の運用により当該年度に実現することが期待される収益率であるという理解もされている。この考え方は改正案の退職給付の支払いに充てられるまでの期間における期待運用収益率という考え方とは異なっており、短期の期待運用収益率として理解している企業にとっては、この変更は見積りあるいは会計方針の変更に該当すると考えられる。このような企業における取扱いを明らかにする必要があると考える。

8. 「会計基準の範囲」の部分の文言について

(コメント)

標記公開草案では、退職給付は「賃金の後払い」とであると明確に論じているが、どのような調査結果等に基づいてそのような結論になったのか、根拠を明示することが会計基準改正において必要であると考え。

(理由)

標記公開草案の会計基準案第 3 項では、「本会計基準は、一定の期間にわたり労働を提供したことなどの事由に基づいて、退職以後に支給される給付（退職給付）の会計処理に適用する」と述べ、さらに第 50 項において「その支給方法や積立方法が異なっているとしても、労働の対価として支払われる賃金の後払いであることに違いはなく」と述べている。

他方、改正前会計基準では、改正前会計基準作成時の日本の労働環境の下で、退職給付は一律に「賃金の後払い」という考え方を示すことは困難であると考えられたの

で、「労働の提供の対価に伴って発生するものと捉えたとした」と理解される。なお、「退職給付一時金の債務の発生は退職時である」と一般的に理解されており、退職給付債務は「退職時」という条件付き債務と考えられている。

こうした状況の下で、標記公開草案では、退職給付は「賃金の後払い」とであると明確に論じており、どのような調査結果等に基づいて当該結論が得られたのか、その根拠を明示することが会計基準改正において必要であると考え。この根拠は、会計基準の設定を検討する上でも必要かつ重要な事項であり、基準設定団体としての考えが日本の労働環境において一般的である根拠を明確に示すべきであると考え。

以 上